

兵庫県公報

令和7年2月21日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部
改正（建築指導課） 1

告 示

兵庫県告示第104号

平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字池尻、字万所、字出口、字先祖口、字西ノ山、字中屋敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中河内、字西浦、字有馬、字小宝瀬及び字宝ノ前の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市和泉町字池尻、字万所、字出口、字先祖口、字中屋敷、字ヲクノ谷、字中河内、字有馬、字小宝瀬及び字宝ノ前の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市和泉町字西ノ山及び字西浦の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活	同上

		F)) に建築できる建築物	
乙和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居元の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字登り口、字出口、字五反田、字友谷及び字西浦の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市和泉町字宮ノ前及び字西浦の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市和泉町字中垣内、字宝ノ前、字出口及び字五反田の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市和泉町字鳥居元の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木、字ワキ田、字谷の口及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	加西市野上町字ダケノ上、字谷の口及び字ハザマの各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市野上町字ニシラ田の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
池上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市池上町字内畑の全部並びに字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字石橋、字田畑、字御宿カチ、字薬師谷、字前田、字長尾、字サガリ及び字坂本の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市池上町字宮ノババの一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市池上町字内畑、字前田、字長尾及び字坂本の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市池上町字宮ノババ、字旅所、字旅所前及び字御宿カチの各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
山田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山田町字東谷、字上村中、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字広畑、字観音堂、字ハヶ田、字馬ヶ谷及び字西ラの各一	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日) (令和7年2月21日)

	部並びに和泉町字若宮の一部で別図に示す区域	に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市山田町字上村中、字村西、字下村中及び字広畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市山田町字千後、字下村中、字観音堂及び字八ヶ田の各一部並びに和泉町字若宮の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市山田町字芝崎、字千後及び字上村中の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
山田町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山田町字六反田及び字広畑の各一部並びに馬渡谷町字下垣内の一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	平成29年4月4日 (令和7年2月21日)
満久町地区 条例別表第3の3 の項	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ笠、字西僧、字向山、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西、字一本松、字中野及び字朝川の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市満久町字村東、字村内及び字朝川の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等	令和7年2月21日

		区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	
	加西市満久町字村東、字峠及び字朝川の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市満久町字村内及び字西ノ笠の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
島町地区 条例別表第3の3 の項	加西市島町字屋敷田及び字丸町の全部並びに字土橋、字横ヶ谷及び字大北の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市島町字屋敷田、字土橋及び字大北の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市島町字大北の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市島町字丸町及び字大北の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上

西野々町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西野々町字オノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地藏、字アンカハナ、字青地及び字宮ノ後の各一部並びに和泉町字西浦の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市西野々町字オノ神、字内端、字カナヤ、字六地藏及び字宮ノ後の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市西野々町字高尾及び字カナヤの各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市西野々町字青地及び字宮ノ後の各一部並びに和泉町字西浦の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
西野々町地区 条例別表第3の5 の項	加西市池上町字岡崎の一部及び別府町字岡崎の一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	平成29年4月4日 (令和7年2月21日)
	加西市西野々町字小沢及び字ソブ々の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規定する工場等誘導区域(加西市地域産業振興型)に建築できる建築物	同上
馬渡谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市馬渡谷町字中垣内、字村下、字施筆、字山添、字東山、字下垣内、字西前、字野手、字イナバ、字掘ノ元、字中谷、字児ヶ谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	加西市馬渡谷町字中垣内、字村下、字下垣内、字西前、字イナバ、字堀ノ元及び字中谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
大工町地区 条例別表第3の3の項	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ケ及び字ウエンドの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (令和7年2月21日)
	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向イダ及び字広畑ケの各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年2月26日 (令和7年2月21日)
鍛冶屋町地区 条例別表第3の3の項	加西市鍛冶屋町字石原、字千尾岡、字千尾谷、字山ノ谷、字大池ノ尻、字ダラメ、字内ガチ、字スゲ田、字村上、字若宮、字籠下、字村下、字大畑ケ及び字玉二谷池内の各一部並びに馬渡谷町字トホリ及び字長尾の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和2年8月7日) (令和7年2月21日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷、字村上の各一部並びに馬渡谷町字トホリ及び字長尾の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
鍛冶屋町地区 条例別表第3の8の項	加西市鍛冶屋町字大畑ケの一部で別図に示す区域	別表第1の17の項に規定する地域資源活用区域(加西市農業資源活用型)に建築できる建築物	令和2年8月7日 (令和7年2月21日)
油谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、字奥池尻、字東池流、字丸山、字大畑ケ、字赤坂、字山ノ谷、字三十八口、字橋ノ元、字西ノ岡、字前田、字草野及び字中谷の各一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部並びに鍛冶屋町字千尾岡の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)

		び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市油谷町字赤坂及び字橋の元の各一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市油谷町字赤坂の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
田谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田谷町字岩ハナの全部並びに字佃、字前田、字丁田、字ソノカチ、字塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字ドウ田、字上ノ山、字ハソバ、字栗田、字森ケ内、字宮ノ東、字ロクロ谷、字高月、字鏡山、字高尾、字井ノ上、字福手山及び字梨ケ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市田谷町字岩ハナ、字佃、字丁田、字ソノカチ、字門ハナ、字ドウ田、字上ノ山、字宮ノ東、字高月及び字梨ケ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市田谷町字ソノカチ、字塚原、字ドウ田、字栗田、字高月、字鏡山、字高尾及び字福手山の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F	同上

)) に建築できる建築物	
国正町地区 条例別表第3の3 の項	加西市国正町字上所、字下所、字西羅、字中曾根、字前田、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字辻前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾筋、字ステン上、字金山、字濁池、字四辻、字四辻ノ上、字長台、字小谷、字西小谷、字山ノ口及び字塚原及び字宮ノ前の各一部並びに田谷町字井ノ上及び字岡の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市国正町字上所、字下所、字折渡り、字辻前、字迎所、字乳母ヶ谷及び字四辻の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市国正町字中曾根、字小屋ノ下、字迎所及び字濁池の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市国正町字上所、字下所、字中曾根、字四辻ノ上及び字長台の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
国正町地区 条例別表第3の5 の項	加西市国正町字濁池、字四辻及び字四辻ノ上の各一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	令和7年2月21日
小印南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市小印南町字峯山、字西、字西前、字前中、字前東、字坂ノ尾、字アラ内、字赤坂、字上代、字本村、字石ノ脇、字前田、字林下、字大内、字向イ山、字二反田、字アシ谷、字枝谷、字東野、字一丁歩西及び字落合の各一部並びに田谷町字野添の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)

		等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市小印南町字坂ノ尾及び字上代の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	同上
	加西市小印南町字西、字前東、字石ノ脇及び字東野の各一部並びに田谷町字野添の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市小印南町字向イ山、字二反田及び字アシ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
青野町地区 条例別表第3の3 の項町	加西市青野町字長谷、字流尾、字中垣内、字下垣内、字林ノ谷、字岡、字山ノ谷、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字上平黒及び字上皿地の各一部並びに都染町字松尾の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市青野町字長谷、字流尾、字中垣内、字下垣内、字山ノ谷、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元及び字上皿地の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市青野町字下垣内、字土手ノ内及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市青野町字上垣内及び字堂ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等	同上

		区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	
殿原町地区 条例別表第3の2 の項	加西市殿原町字辻井の一部で別図に示す区域	別表第1の1の項に規定する工場、店舗等周辺区域(中国道加西インター北部産業施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市殿原町字上川原、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上ノ垣内、字西市岡、字寺ノ前、字ソトバ、字公事山、字大歳前、字大歳東、字青石、字草ノ木、字下川原及び字権現谷の各一部並びに上野町字高橋及び字朝垣の各一部並びに鴨谷町字宮ノ下及び字道々の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市殿原町字上川原及び字大歳前の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣内、字西市岡、字下河原及び字青石の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市殿原町字上川原、字井ノ元、字丁田、字上ノ垣内、字西市岡、字下川原、字倉ノ坪及び字柳田の各一部並びに上野町字高橋の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
鴨谷町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び字道々の各一部並びに殿原町字竹島及び字ソトバの各一部で別図に示す区域	別表第1の2の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型)に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)

鴨谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鴨谷町字前垣内及び字小山の全部並びに字三味、字鴨坂、字中垣内、字後垣内、字巖嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安井及び字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市鴨谷町字小山の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字後垣内、字巖嶋、字宮谷、字安井及び字妙売坂の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市鴨谷町字小山、字道々、字大日前、字塩谷、字妙売坂及び字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
笹倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市笹倉町字フカタ、字東カイチ、字西カイチ、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部並びに中富町字黒田及び字高町の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和29年4月4日) (令和7年2月21日)
	加西市笹倉町字安カハナ、字小竹生、字出口、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山及び字	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小	令和29年4月4日 (令和7年2月21日)

	城ノ岡の各一部で別図に示す区域	規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	
	加西市笹倉町字川ノ上の一部及び 中富町字高町の一部で別図に示す 区域	別表第1の12の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地区住民等 小規模事業所型(地活 F))に建築できる建築 物	令和7年2月21日
笹倉町地区 条例別表第3の5 の項	加西市笹倉町字サカサマノ東の一 部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型)に建築できる建築 物	令和29年4月4日 (令和7年2月21日)
中富町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中富町字宮ノ元の全部並び に字大將軍、字磯辺、字西ノ下、 字森ヶ坪、字平田、字前田、字落 合、字若宮、字丁市、字ハヌキ、 字上初沢、字下初沢、字初沢川原、 字舟山添及び字寿仙寺の各一部並 びに満久町字大西の一部で別図に 示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市中富町字磯辺、字西ノ下、 及び字寿仙寺の各一部で別図に示 す区域	別表第1の10の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 等住宅型(地活D))に 建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市中富町字大將軍、字西ノ下、 字若宮及び字丁市の各一部で別図 に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	同上
	加西市中富町字大將軍及び字若宮 の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地区住民等 小規模事業所型(地活 F))に建築できる建築 物	同上
越水町地区 条例別表第3の3	加西市越水町字若宮、字池ノ上、 字池ノ下、字宮田及び字谷の各一	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

の項	部、中富町字椿の一部、北町字鈴ケ森の一部並びに殿原町字鈴ケ森、字寺ノ前、字大将垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	(令和7年2月21日)
	加西市殿原町字谷の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市越水町字若宮、字池ノ下及び字谷の各一部、中富町字椿の一部並びに殿原町字鈴ケ森、字寺ノ前、字大将垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市北町字前畑の全部並びに字山根、字大西野及び字谷田の各一部、殿原町字谷及び字鈴ケ森の各一部、越水町字池ノ下の一部、別所町字西山及び宮ハダの各一部並びに上野町字野根の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市北町字山根及び字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市北町字前畑の全部及び字山根、字大西野及び字谷田の各一部並びに殿原町字鈴ケ森の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上

別所町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、 字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字 茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、 字池ノ内、字西谷及び字西山の各 一部、満久町字一本松の一部並び に北町字大西野及び字谷田の各一 部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和2年8月7日) (令和7年2月21日)
	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、 字前田、字上ノ山、字宮ノ前、字 茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、 字池ノ内、字西谷及び字西山の各 一部、満久町字一本松の一部並び に北町字谷田の一部で別図に示す 区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和2年8月7日) (令和7年2月21日)
	加西市別所町字池ノ内及び字西山 の各一部並びに北町字大西野及び 字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地区住民等 小規模事業所型(地活 F))に建築できる建築 物	令和7年2月21日
別所町地区 条例別表第3の5 の項	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山、 字カミ垣、字ソブソブ、字西谷及 び字池ノ内の各一部で別図に示す 区域	別表第1の18の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型)に建築できる建築 物	平成25年12月27日 (令和2年8月7日) (令和7年2月21日)
上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上野町字高橋、字朝垣、字 村間及び字池ノ下の各一部で別図 に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市上野町字高橋、字朝垣、字	別表第1の10の項に規	令和7年2月21日

	村間及び字池ノ下の各一部で別図に示す区域	定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	
	加西市上野町字高橋、字朝垣及び字池ノ下の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
田原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田原町字カマエ及び字塩カラの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稲荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字漬水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字ヨフズ、字宮ノ下、字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵ノ前、字カイソウ、字瀬広及び字堂ノ前の各一部並びに鶴野町字連垣内の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市田原町字塩カラ、字山田、字瓦ヶ山、字大歳、字前、字漬水、字小山田、字中垣内、字ノギ、字カイソウ、字瀬広及び字堂ノ前の各一部並びに鶴野町字連垣内の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字灰田の全部並びに字小芝、字上灰田、字王子原、字堀ノ前、字中垣内、字東垣内、字針田、字辻ノ外、字市場、字上垣内、字西ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、字北畑、字北山、字宮ノ後及び字宮ノ前の各一部並びに柴町字三木道西一の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和7年2月21日)
	加西市網引町字灰田、字小芝、字上灰田、字上垣内、字大藪ノ後、字北畑、字北山及び字宮ノ後の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に	令和7年2月21日

		建築できる建築物	
	加西市網引町字上灰田、字堀ノ前、字中垣内、字東垣内及び字大藪ノ後の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市網引町字大藪ノ後、字北畑及び字北山の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
南網引町地区 条例別表第3の3の項	加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、字段山及び字糖塚の各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市網引町字菰池、字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
栄町地区 条例別表第3の3の項	加西市栄町字高山上大道北一、字高山上大道北二、字村前、字高山上大道南一、字高山上大道南二、字五領道西、字三木道西一、字大道南、字三木道西二、字三木道北二、字三木道南一、字三木道北一及び字赤坂下の各一部、網引町字北山及び字上灰田の各一部並びに桑原田町字板屋及び字桑畑ヶの各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
桑原田町地区 条例別表第3の3の項	加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ヶ、字二ノ宮ノ元、字北野畑ヶ、字春井、字桑畑ヶ、字野畑ヶ及び字南山の各一部並びに栄町字高山上大道北二の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生	同上

		等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市桑原田町字南山の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市桑原田町字中条垣内、字堂ノ前、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字春井及び字南山の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
繁陽町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、字山添、字清洞、字北惣中及び字南惣中の各一部並びに桑原田町字アラ内の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市繁昌町字流の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
繁昌町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、字川西、字柿ノ木、字熊谷、字順礼川原、字五六、字今天神、字沢田、字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若の下、字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺下、字成福寺、字山畑、字藪添、字神谷田、字中嶋、字柳原、字山ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田角、字森ガハナ及び字大井の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	加西市繁昌町字山ノ脇、字沢田、字ハヌキ原、字田角及び字大井の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市繁昌町字中田、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若ノ下、字ハヌキ原、字山畑、字中嶋、字柳原及び字森ガハナの各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市繁昌町字山ノ脇、字中田、字東条、字大坪、字江ワキ及び字森ガハナの各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
繁昌団地自治会地区 条例別表第3の3の項	加西市繁昌町字今天神の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
上宮木町地区 条例別表第3の3の項	加西市上宮木町字住吉西、字土井ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山サノ前、字出口、字溝ノ上、字西居垣、字深町、字落ヶ池、字前田、字水正ノ上及び字掃り垣の各一部並びに下宮木町字住吉下の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市上宮木町字住吉西、字土井ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字西居垣、字深町及び字水正ノ上の各	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者	令和7年2月21日

	一部で別図に示す区域	等住宅型（地活D）に建築できる建築物	
	加西市上宮木町字土井ノ内の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市上宮木町字西居垣、字深町及び字落ヶ池の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
下宮木村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市下宮木町字住吉前、字井ノ上、字宮ノ元及び字吉田の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市下宮木町字住吉前及び字吉田の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市下宮木町字井上西及び字宮ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
下宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

	師西の各一部並びに上宮木町字住吉西の一部で別図に示す区域	宅活力増進型（地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型（地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型（地活H))に建築できる建築物	(令和7年2月21日)
	加西市下宮木町字住吉前、字井ノ上、字宮ノ元及び字吉田の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型（地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市下宮木町字住吉前及び字吉田の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市下宮木町字井上西及び字宮ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型（地活F))に建築できる建築物	同上
鵜野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鵜野町字段ノ内、字家塚浦、字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、字家塚、字上門前、字東門前、字西門前及び字大願地の各一部、豊倉町字荻原の一部並びに上宮木町字大林の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型（地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型（地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市鵜野町字段ノ内、字家塚浦、字上門前、字西門前及び字大願地の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型（地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日

	加西市鶉野町字段ノ内、字家塚浦、字飯森前及び字大願地の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市鶉野町字家塚浦、字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻及び字東門前の各一部並びに上宮木町字大林の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
鶉野南町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鶉野町字東大下及び字東瀬広の各一部、田原町字宮ノ谷、字皆田口及び字大將軍の各一部並びに中野町字南上山の一部で別図に示す区域	別表第1の3の項に規定する工場、店舗等周辺区域(鶉野南町国道372号沿道産業集積型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鶉野南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字東瀬広、字西瀬広、字西大下、字西小下、字東小下及び字東大下の各一部、田原町字カインソウの一部並びに東笠原町字蓮垣内の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市鶉野町字東瀬広、字西瀬広及び字西大下の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市鶉野町字西大下の一部及び田原町字カインソウの一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市鶉野町字東小下の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上

都染町地区 条例別表第3の3 の項	加西市都染町字北垣内、字石佛、 字岡垣内、字南垣内、字村前、字 柿ノ木及び字谷田の各一部で別図 に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市都染町字石佛、字南垣内及 び字柿ノ木の各一部で別図に示す 区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	令和7年2月21日
別府西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、 字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、 字石ヶ坪、字明神山、字王子山、 字桃子岡、字古川、字上万田、字 淵ノ垣内、字山本、字中嶋及び字 桃子の各一部、山枝町字桃子野の 一部、常吉町字鳥ヶ池跡の一部並 びに都染町字ブラの一部で別図に 示す区域	別表第1の7の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力維持型(地活A)) に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市別府町字桃子野、字岡開地、 字釜ヶ辻、字ナメラ、字王子山、 字桃子岡及び字上万田の各一部並 びに山枝町字桃子野の一部で別図 に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	令和7年2月21日
別府中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字大林の全部並びに 字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、 字北ヶ地、字南ノ岡、字前垣内、 字花ノ池尻、字大道池下、字上垣 内、字上条、字野手、字上ヶ池下、 字寺田岡、字五良ヶ池東及び字小 池下の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和3年7月2日) (令和7年2月21日)

	加西市別府町字大林、字茶屋ヶ岡及び字前垣内の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市別府町字高瀬、字北ヶ地、字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、字大道池下、字野手、字上ヶ池下及び字小池下の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和3年7月2日) (令和7年2月21日)
	加西市別府町字大林、字寺田岡及び字五良ヶ池東の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
別府東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字南細沢、字野ヶ地、字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ谷、字餅池下、字野田、字堀切、字唐図池東、字上細沢、字小池下、字神田前、字東ノ岡、字南ノ岡、字北ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字長畑、字下常及び字草野の各一部、青野町字草野の一部並びに都染町字野堂の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市別府町字野田及び字小池下の各一部並びに都染町字野堂の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
常吉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市常吉町字南畑、字構、字中川原、字芝崎、字前田、字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、字池ノ内、字井ノブ、字熊谷、字柿格、字北開地、字瀧ノ上、字西木及び字清水尻の各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和2年8月7日) (令和7年2月21日)
朝妻町地区 条例別表第3の3 の項	加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ヶ池ノ下、字大歳浦、字脇田、字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和7年2月21日)

	ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字笥詰、字南垣内、字東山、字与四郎ヶ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域	に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市朝妻町字御蔵垣内、字アンノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字南垣内、字安楽寺、字家ノ下及び字下井の各一部、繁昌町字大柳の一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和7年2月21日)
豊倉町地区 条例別表第3の2 の項	加西市豊倉町字山ノ谷の一部及び玉野町字飯森野の一部で別図に示す区域	別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型)に建築できる建築物	同上
	加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森の各一部、玉野町字飯森野の一部並びに中西町字広野の一部で別図に示す区域	別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型)に建築できる建築物	同上
豊倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字松ヶ池、字岸ノ上及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和7年2月21日)
	加西市豊倉町字上村、字中村、字中村下及び字下村の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日

	加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字宮中、字松ヶ池、字下村及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和7年2月21日)
玉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿木、字彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後橋、字カヤ田、字横辻、字宮ノ前、字真中、字西山及び字長法寺の各一部、山枝町字壺丁田の一部並びに豊倉町字壺丁田の一部並びに笹倉町字安カハナの一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字西脇、字彦三、字飯盛野、字内町、字堂ノ上、字越後橋、字横辻、字西山及び字真中の各一部並びに笹倉町字安カハナの一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
山枝町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子野、字小正開地、字壺丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺、字池ノ尻、字山ノ上、字大畑、字広長及び字東山の各一部、朝妻町字野田の一部並びに別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日) (令和7年2月21日)
	加西市山枝町字入道ヶ谷及び字坂本の各一部並びに朝妻町字野田の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
山枝町地区 条例別表第3の5	加西市山枝町字桃子野の一部及び別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域	平成29年4月4日 (令和7年2月21日)

の項	す区域	(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	
玉丘町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、 字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、 字逆、字宮ノ前峠、字宮ノ前堂ノ 東、字長倉出水、字宮ノ前地藏西 及び字芳ヶ端下の各一部並びに玉 野町字横辻及び字飯盛野の各一部 で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市玉丘町字芳ヶ端、字逆、字 宮ノ前峠及び字長倉出水の各一部 並びに玉野町字横辻の一部で別図 に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
青野原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野原町字草野の一部で別 図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市青野原町字草野の一部で別 図に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	令和7年2月21日
福住東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字南垣内及び字柳町 の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ 下、字久保田、字作り上、字北垣 内、字鎌田、字構イ、字蔵ヶ坪及 び字ウシロの各一部で別図に示す 区域	別表第1の8の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力回復型(地活B)) 及び別表第1の13の項 に規定する地域活力再	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

		生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	
	加西市福住町字柳町の全部並びに字宮ノ下、字久保田、字鎌田、字蔵ヶ坪及び字ウシロの各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
福住西町地区 条例別表第3の3の項	加西市福住町字村前、字中長、字立石、字後之谷及び字堀畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市福住町字中長、字立石及び字後之谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
山下西町地区 条例別表第3の3の項	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、字浦上、字中條、字寺門、字田積、字門前、字貝塚、字山中、字北所、字城山及び字樽井の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市山下町字畑谷及び字門前の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、字浦上、字中條、字田積及び字貝塚の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市山下町字浦上及び字畑谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等	令和7年2月21日

		小規模事業所型（地活F））に建築できる建築物	
山下中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字堂ノ端の全部並びに字井ノ奥、字五反田、字岩ノ奥、字北所、字土井畑、字千原、字紺屋垣内、字高尾及び字樽井の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市字堂ノ端、字五反田、字土井畑及び字高尾の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型（地活D））に建築できる建築物	令和7年2月21日
山下東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字下條の全部並びに字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字家中、字廣元、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字池田、字上中ノ坪、字峠、字丸山、字北田、字丈連山及び字中ノ池尻の各一部並びに吉野町字無現山の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市山下町字家中、字新池尻、字流川、字紺屋垣内及び字上中ノ坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型（地活D））に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市山下町字下條、字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字家中、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字大ヶ岡、字峠及び字丸山の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E））に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)

	加西市山下町字下條、字虫啼野、字家中、字大ヶ岡、字池田、字峠及び字中ノ池尻の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
西横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字高山及び字寺山の各一部並びに福住町字寺谷山の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市西横田町字井ノ熊及び字大坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市西横田町字西ノ前、字戸谷及び字寺山の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市西横田町字井ノ熊、字前田、字大坪、字東浦、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字池田、字下モ田及び字堂ノ下の各一部並びに福住町字寺谷山の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
	東横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東横田町字垣内の全部並びに字堂ノ鼻、字藪下、字北山、字宮ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂及び字長ヲサの各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物
鎮岩町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ山、字下モ代、字町寄口、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))、別表第1の13の項	同上

	ノ浦の各一部で別図に示す区域	に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字堂ノ西、字町寄口、字東ラ、字コブチ及び字大道の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
鎮岩町地区 条例別表第3の5の項	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮岩の各一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	平成25年2月26日 (令和7年2月21日)
岸呂町地区 条例別表第3の3の項	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内、字掘越及び字宮西の各一部で別図に示す区域	別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力回復型(地活B))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
東長町地区 条例別表第3の3の項	加西市東長町字村前の全部並びに字助友、字村下、字井ノ部、字山根及び字分ノ町の各一部並びに西長町字村下及び字藪下の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
	加西市東長町字村前、字井ノ部、字山根及び字分ノ町の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日

	加西市東長町字助友の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市東長町字村下の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
西長町地区 条例別表第3の3の項	加西市西長町字扇子平山、字小谷口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字五反田、字岡ノ前、字岡島、字二反田、字天田、字大平山及び字川原中の各一部、東長町字繁野山の一部並びに両月町字牛谷の一部で別図に示す区域	別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力回復型(地活B))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
東剣坂町地区 条例別表第3の3の項	加西市東剣坂町字村中の全部並びに字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ前、字大沢ノ内、字沢、字米山、字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土矢倉、字上代及び字大坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
	加西市東剣坂町字寺崎、字上ノ大道、字沢、字村前及び字土矢倉の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市東剣坂町字上ノ馬場、字堂ノ前、字大沢ノ内及び字大坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市東剣坂町字鍋柳及び字上代の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等	同上

		区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	
東剣坂町地区 条例別表第3の5 の項	加西市東剣坂町字上代の一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	平成24年6月26日 (令和7年2月21日)
西剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥山、字廣畑ヶ、字薩高、字山根、字松本、字千原、字村中、字町田、字深田、字柿ノ下、字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市西剣坂町字千原、字町田及び字深田の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
中山町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、字向上、字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、字池ノ谷、字大將軍、字山ノ口、字清蔵ヶ谷、字清水返及び字本谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
大柳町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、字下垣内、字小久語、字中垣内、字千切谷、字赤阪、字向ヒ大道、字ダル、字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字中蔵口及び字梨谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	同上

王子町地区 条例別表第3の3 の項	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、 字戒池ノ下、字野田、字野中、字 北角、字垣内、字拾町歩及び字宮 ノ前の各一部並びに戸田井町字南 カイチの一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力維持型(地活A)) に建築できる建築物	同上
	加西市王子町字小池ノ谷及び字拾 町歩の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
戸田井町地区 条例別表第3の3 の項	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、 字深田、字薬師前、字竹ノ下、字 南カイチ及び字村東の各一部並び に両月町字郡長の一部で別図に示 す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活C)) 及び別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
両月町地区 条例別表第3の3 の項	加西市両月町字平林、字大ケ池尻、 字村前、字高町、字郡長、字村ノ 内、字牛谷、字馬橋及び字宮ノ本 の各一部並びに西長町字別荘の一 部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	同上
	加西市両月町字郡長及び字牛谷の 各一部並びに西長町字別荘の一部 で別図に示す区域	別表第1の10の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 等住宅型(地活D))に 建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市両月町字郡長、字村ノ内及 び字馬橋の各一部で別図に示す区 域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	同上
大村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大村町字宮ノ前の全部並び に字越前、字六ノ坪、字前ノ下、 字西ノ垣内、字宮ノ後、字上平田、	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	字池ノ下、字堂山、字上ノ山、字瀧ノ方、字京前及び字掘町の各一部並びに両月町字豆田及び字馬橋の各一部で別図に示す区域	宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	
	加西市大村町字越前、字六ノ坪及び字前ノ下の各一部並びに両月町字豆田及び字馬橋の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
大村町地区 条例別表第3の5の項	加西市大村町字下平田の一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型)に建築できる建築物	平成21年4月7日 (令和7年2月21日)
尾崎町地区 条例別表第3の3の項	加西市尾崎町字後山添の全部並びに字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシヤク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字京十万の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (平成30年3月27日) (令和7年2月21日)
	加西市尾崎町字タイシヤク谷の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市尾崎町字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシヤク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字京十万の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和7年2月21日)
段下町地区 条例別表第3の3の項	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内、字林ヶ谷、字乙池、字向山、字皿池尻、字開キ、字奥山、字東野、字後ヶ谷、字下モ代、字二反田及	別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力回復型(地活B))、別表第1の13の項に規定する地域活力再	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	び字中曽根の各一部で別図に示す区域	生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	
	加西市段下町字戸中、字中ノ垣内、字乙池、字向山、字二反田及びび字中曽根の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市段下町字後口代の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
中西南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、字へノ沢及びび字谷口の各一部並びに大村町字加門ケ下、字越前及びび字六ノ坪の各一部並びに尾崎町字西ラ畑及びび字加門ケ下の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市中西町字サノキ谷の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市大村町字加門ケ下及びび字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	加西市中西町字垣内、字サノキ谷及びび字谷口の各一部、大村町字越前及びび字六ノ坪の各一部並びに尾崎町字西ラ畑及びび字加門ケ下の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
中西北町地区 条例別表第3の3	加西市中西町字平野、字上ノ岡、字岡、字堂ケ谷、字向井、字垣内、	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

の項	字トリテ、字大林及び字オノ神の各一部並びに尾崎町字野池の一部で別図に示す区域	区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	(令和7年2月21日)
琵琶甲町地区 条例別表第3の3 の項	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字宮ノ前及び字垣内の各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	同上
新生町地区 条例別表第3の3 の項	加西市新生町の全部並びに琵琶甲町字広野の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
野条町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野条町字中ノ角の全部並びに字上西谷、字西谷、字中尾、字高町、字中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端、字古池、字東茨谷、字上北ノ端及び字南茨谷の各一部、琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
	加西市野条町字上西谷の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
牛居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市牛居町字殿垣内の全部並びに字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、字藪下、字下平ノ沢、字赤坂、字権兵衛野、字平ノ沢及び字普代ノ垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂ノ前及び字西谷の各一部で別図に	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	示す区域		
上野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字後山、字アン林、 字岡本、字田中ノ内、字溝向及び 字野田代の各一部並びに西笠原町 字大谷及び字北谷の各一部で別図 に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	同上
	加西市野田町字後山及び字野田代 の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	令和7年2月21日
東野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字道下の全部並びに 字田中ノ内、字溝向、字三辻、字 鳥居本、字上戸、字中スカエ、字 カミ田、字シボラ、字土居ノ内、 字岡本及び字六ヶ坪の各一部、西 笠原町字北ノ谷、字カミ田、字六 ヶ坪及び字上戸の各一部、東笠原 町字北田山、字北田及び字薬師ノ 下の各一部、牛居町字森井及び字 池ノ後の各一部、王子町字王子ク ゴの一部並びに野条町字西谷及び 字南谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和3年7月2日) (令和7年2月21日)
	加西市野田町字田中ノ内、字溝向、 字三辻、字土居ノ内及び字岡本の 各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 等住宅型(地活D))に 建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市野田町字中スカエ、字カミ 田及び字六ヶ坪の各一部、西笠原 町字カミ田の一部、東笠原町字北 田山、字北田及び字薬師ノ下の各 一部、牛居町字池ノ後の一部並び に野条町字西谷の一部で別図に示 す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	令和3年7月2日 (令和7年2月21日)
東笠原町地区	加西市東笠原町字才ノ神、字下河	別表第1の9の項に規	平成19年4月3日

条例別表第3の3の項	原、字上澤、字下澤、字川田、字沖、字中溝、字山ノ下、字東山、字前及び字向の各一部並びに西笠原町字クゴの一部で別図に示す区域	定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	(平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市東笠原字上澤、字下澤、字川田、字沖及び字中溝の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
東笠原町地区 条例別表第3の8の項	加西市東笠原町字東山の一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域資源活用区域(鶉野飛行場南部歴史資源活用型)に建築できる建築物	平成29年4月4日 (令和7年2月21日)
西笠原町地区 条例別表第3の3の項	加西市西笠原町字大谷、字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字野垣内、字上西、字奥垣内及び字クゴの各一部並びに東笠原町字オノ神及び字前の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和7年2月21日)
	加西市字西笠原町字大谷及び字奥垣内の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市西笠原町字大谷、字前垣内、字野垣内及び字上西の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))	平成25年12月27日 (令和7年2月21日)

		に建築できる建築物	
	加西市西笠原町字大谷、字藪ノ上及び字クゴの各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市西笠原町字大谷の一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(ベルデしもさと型)に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和7年2月21日)
三口町地区 条例別表第3の3 の項	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字村中、字大坪、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山、字北野原及び字西角の各一部並びに西笠原町字大谷及び字六蔵の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和7年2月21日)
	加西市三口町字稲所及び字西角の各一部及び坂本町字西角の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市三口町字上ノ山、字北山、字西所、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和7年2月21日)
	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西角及び字稲所の各一部、西笠原町字六蔵の一部並びに坂本町字西角の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
坂本町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活	平成25年2月26日 (令和7年2月21日)

	猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部で別図に示す区域	C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市坂本町字上ノカチ及び字東ノカチの各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市坂本町字猫尾及び字西ノ沢の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
倉谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ川、字湯出ノ坪、字渋田、字中曾弥、字大池ノ下、字芋畦及び字焼野の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市倉谷町字焼野の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
千ノ沢町地区 条例別表第3の3 の項	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字宮山、字八分、字筒ヶ池ノ内、字曾崎坪及び字裏山の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

		び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
	加西市倉谷町字油田坪、字宮山、字八分及び字曾崎坪の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市倉谷町字八分、字筒ヶ池ノ内及び字裏山の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市倉谷町字戸井町坪の一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
北条町小谷地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東垣内、字四反田、字下垣内、字上垣内、字祢々田、字財ノ元、字中溝、字太谷、字音ヶ谷、字假屋谷、字上鴻谷及び字城山の各一部並びに北条町北条字堀池及び字古市場の各一部で別図に示す区域	別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力回復型(地活B))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
北条町栗田地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、字西法寺、字小泉、字カスガ谷及び字前田の各一部、北条町北条字岡東の一部並びに北条町横尾字小泉の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
	加西市北条町栗田字奥谷及び字下岡の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等	令和7年2月21日

		区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	
	加西市北条町栗田字下岡、字西法寺及び字前田の各一部、北条町横尾字小泉の一部並びに北条町北条字岡東の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
	北条町栗田字奥谷、字下岡及び字西法寺の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	同上
北条町東高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東高室字宿の全部並びに字宮ノ本、字茶前、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字東中野、字中野、字大澤、字東代、字京尾、字向林、字荒神山裏、字荒神山及び字薬師の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市北条町東高室字大新田、字皿池、字東中野、字中野及び字京尾の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年2月26日 (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市北条町東高室字宮ノ本、字海道林、字五代田、字コブチ、字東代及び字京尾の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	令和7年2月21日
北条町西高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西高室字村中の全部並びに字清水田、字大溝、字薬師谷、字木ノ下、字村下、字大坪及び字和田の各一部並びに北条町西南字馬ケ谷の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

		生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	
北条町東南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩ヶ鼻及び字村内の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
北条町西南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪、字大道、字馬ヶ谷及び字谷田の各一部並びに坂元町字舞台の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
	加西市北条町西南字西下池尻、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪及び字馬ヶ谷の各一部並びに坂元町字舞台の一部で別図に示す区域	小規模別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
北条町黒駒地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前及び字大將軍の全部並びに字向山、字宮前、字女鹿山及び字中野の各一部、市村町字狭間、字片山、字下森竹、字栗山及び字上森竹の各一部並びに北条町北条字菊ヶ谷の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

		用住宅型（地活G）及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前及び字向山の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字向山及び字女鹿山の各一部並びに市村町字狭間、字片山及び字上森竹の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））に建築できる建築物	平成26年7月25日 （令和7年2月21日）
	加西市北条町黒駒字寺前、字中野及び字大將軍の全部並びに市村町字栗山、字上森竹及び字下森竹の各一部で別図に示す区域	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））に建築できる建築物	令和7年2月21日
女鹿山自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字宮ノ前の各一部並びに西上野町字女鹿山及び字東女鹿山の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 （平成26年7月25日） （令和7年2月21日）
谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、字宮森、字宝前、字土真田、字堂ノ前及び字ヲタの各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用	同上

		事業所型（地活H）に建築できる建築物	
	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井及び字内畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型（地活D））に建築できる建築物	令和7年2月21日
西谷東町地区 条例別表第3の3の項	加西市西谷町字椎野、字西荒木、字上渡り、字北渡り、字西渡、字渡、字天神谷、字生姜谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カツラ谷、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字五反田の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市西谷町字椎野、字西荒木、字葉ノ木、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字五反田の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
西谷西町地区 条例別表第3の3の項	加西市西谷町字観音谷、字東観音、字行安谷、字上渡り及び字西渡の各一部並びに畑町字千軒寺の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市西谷町字上渡り及び字西渡の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
畑町地区	加西市畑町字西入角、字大塚、字	別表第1の6の項に規	令和3年7月2日

<p>条例別表第3の2の項</p>	<p>網ヶ谷、字薬女及び字此芝の各一部で別図に示す区域</p>	<p>定する工場、店舗等周辺区域(畑町県道三木宍粟線沿道産業施設集積型)</p>	<p>(令和7年2月21日)</p>
<p>畑町地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>加西市畑町字山ヶ谷、字梶ヶ谷、字貝間、字今善寺、字老ノ前、字佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、字網ヶ谷、字柳ノ元、字井ノ上、字風目、字大崎、字乗末、字鳥居元、字門田、字片山、字千軒寺、字土師縄手、字大池ノ下、字内垣内、字ニタヌ、字中溝、字盆野、字居垣内、字法花谷、字箸谷、字倉狭間、字寺尾、字藪田、字丸山、字平谷、字庵屋敷、字久谷及び字太葉谷の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)</p>
	<p>加西市畑町字土師縄手の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物</p>	<p>令和7年2月21日</p>
	<p>加西市畑町字山ヶ谷、字馬場、字中芝、字網ヶ谷、字柳ノ元、字千軒寺、字土師縄手、字寺尾、字藪田、字久谷及び字太葉谷の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物</p>	<p>平成26年7月25日 (令和7年2月21日)</p>
	<p>加西市畑町字山ヶ谷、字貝間、字老ノ前、字今善寺、字井ノ上、字風目、字柳ノ元、字大崎、字乗末、字大池ノ下、字内垣内、字ニタヌ、字中溝、字鳥居元、字千軒寺及び字門田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物</p>	<p>令和7年2月21日</p>
	<p>芝自治区地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>加西市畑町字東入角、字太葉谷及び字中芝の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物</p>

	加西市畑町字中芝の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
窪田町地区 条例別表第3の3の項	加西市窪田町字平林、字沖田、字門ノ下、字桑原、字中向、字上向、字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ谷及び字境垣内の各一部並びに西上野町字平林の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市窪田町字門ノ下、字桑原、字堂ノ越、字大井、字田中及び字中ノ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市窪田町字上向の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
吸谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字馬場ノ下、字観音垣内、字北山及び字石畑の各一部並びに窪田町字平林の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市吸谷町字石畑の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
西上野町地区 条例別表第3の3の項	加西市西上野町字西村中、字八反田、字東村中、字上平田、字中平田、字平林、字井通、字東女鹿山、	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)

	字村前及び字下平田の各一部並びに谷町字土真田及び字ヲタの各一部で別図に示す区域	宅活力増進型（地活C）、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	
	加西市西上野町字中平田の一部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））に建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市西上野町字八反田、字上平田、字中平田、字平林、字井通及び字村前の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））に建築できる建築物	同上
西上野町地区 条例別表第3の5の項	加西市西上野町字村前、字平林及び字西村中の各一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）に建築できる建築物	平成24年6月26日 （令和7年2月21日）
市村町地区 条例別表第3の3の項	加西市市村町字西ノ垣内及び字堂田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ坂、字岡ノ上、字片山、字下森竹、字大下、字老反條、字狭間、字柳坪、字栗山及び字女鹿田の各一部並びに坂元町字舞台の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物	平成19年4月3日 （平成25年2月26日） （平成26年7月25日） （令和7年2月21日）
	加西市市村町字西垣ノ内、字北ノ下、字堂田、字栗山、字片山、字下森竹、字大下、字老反條及び字狭間の各一部並びに坂元町字舞台の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））に建築できる建築物	平成25年2月26日 （平成26年7月25日） （令和2年8月7日） （令和7年2月21日）
	加西市市村町字西ノ樋、字北ノ下、字北ノ上、字下森竹、字大下、字	別表第1の12の項に規定する地域活力再生等	令和7年2月21日

	狭間及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	区域(加西市地区住民等小規模事業所型(地活F))に建築できる建築物	
坂元町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂元町字筋違、字西宅地、字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向ヒ山、字南宅地、字神田、字丸山、字山根、字久斗谷、字狭間、字内町、字瓜家、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹及び字老反条の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市坂元町字筋違、字西宅地、字蓮町、字南宅地、字丸山、字山根、字瓜家、字狭間、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
福居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福居町字西谷、字岩井、字奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首通り、字前通、字東谷、字反田、字福居、字上中田、字奥ノ谷、字高宮、字下中田、字小西谷、字西ノ谷、字上ハサマ、字狭間、字久斗谷、字下り松、字馬橋、字野添、字津ノ内及び字荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力回復型(地活B))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市福居町字狭間及び字下り松の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	令和7年2月21日
谷口町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字西ノガワ、字巖鷲、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口及び字後口の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))及び別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
	加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字石坪の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))	令和7年2月21日

		に建築できる建築物	
吉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吉野町字下垣内、字三反田、 字前垣内、字野垣内、字無現山及 び字作垣内の各一部並びに山下町 字新池尻の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活C)) 及び別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和7年2月21日)
鶉野中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字西中沢、字西上沢、 字西中条、字東上沢、字東中沢、 字西上条及び字東中条の各一部並 びに野条町字北ノ端の一部で別図 に示す区域	別表第1の9の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅活力増進型(地活 C))、別表第1の13の項 に規定する地域活力再 生等区域(加西市空家活 用住宅型(地活G))及 び別表第1の14の項に 規定する地域活力再生 等区域(加西市空家活用 事業所型(地活H))に 建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市鶉野町字東中沢の一部で別 図に示す区域	別表第1の10の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 等住宅型(地活D))に 建築できる建築物	令和7年2月21日
	加西市鶉野町字西中沢、字西中条、 字東上沢、字東中沢及び字西上条 の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所型(地活E)) に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日) (令和7年2月21日)
	加西市鶉野町字東中条の一部で別 図に示す区域	別表第1の12の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地区住民等 小規模事業所型(地活 F))に建築できる建築 物	令和7年2月21日
鶉野中町地区 条例別表第3の5 の項	加西市鶉野町字西中条の一部で別 図に示す区域	別表第1の18の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型)に建築できる建築 物	令和2年8月7日 (令和7年2月21日)

北条町古坂地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、字松笠、字芝中、字古戸及び字菰池の各一部で別図に示す区域	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力維持型(地活A))に建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和7年2月21日)
	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字西山及び字坂ノ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上
中野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ヶ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅活力増進型(地活C))、別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用住宅型(地活G))及び別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域(加西市空家活用事業所型(地活H))に建築できる建築物	同上
	加西市中野町字上山の一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物	同上

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1

区域の名称	建築できる建築物の用途
1 工場、店舗等 周辺区域(中国 道加西インター 北部産業施設集 積型)	次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の1の項に定めるものに限る。) (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法(昭和25年法律201号)別表第2(る)の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5号に規定する建築物に限る。) (3) 事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に掲げる暴力団事務所等(以下「暴力団事務所等」という。)を除く。) (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの

	<p>(8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>2 工場、店舗等 周辺区域（県道 大和北条停車場 線沿道産業施設 集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>3 工場、店舗等 周辺区域（鶴野 南町国道372号 沿道産業集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>4 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 商業・サービス 施設集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の2の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年加西市条例第20号）第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。）</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2号に規定するものを除き、市長が地域振興に資すると認めるものに限る。）</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限り、前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>

<p>5 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 流通業施設集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の3の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。） (3) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの (9) 前各号の建築物に附属するもの
<p>6 工場、店舗等 周辺区域（畑町 県道三木宍粟線 沿道産業施設集 積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの（別表第2の4の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）の項第5号に規定する建築物に限る。） (3) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物事業者運送事業、特定貨物運送事業又は貨物軽自動車運送事業の用に供するもの (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地域振興のために特に必要があると認めるもの (9) 前各号の建築物に付属するもの
<p>7 地域活力再生 等区域（加西市 地縁者等住宅活 力維持型（地活 A））</p>	<p>開発区域周辺の市街化調整区域（区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域（工業地域又は工業専用地域である土地に限る。）となった土地を含む。）に通算して10年以上居住する者（以下「地縁者」という。）、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者（以下「地縁者の配偶者等」という。）が、定住のために必要とする建築物であって、次のいずれかに該当するもの（別表第2の5の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの
<p>8 地域活力再生 等区域（加西市 地縁者等住宅活 力回復型（地活</p>	<p>地縁者又は地縁者の配偶者等（以下「地縁者等」という。）が、定住、地域のまちづくり又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の6の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅

<p>B))</p>	<p>(2) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所（次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。）を兼ねるもの（以下「店舗等兼用住宅」という。）</p> <p>ア 都市計画法（昭和43年法律100号）第34条第1号後段に規定する建築物と同じ用途</p> <p>イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に掲げる建築物の用途（アに掲げる用途、暴力団事務所等、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営する事務所であって、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接していないもの（以下「大型等運送事務所」という。）を除く。）</p> <p>ウ 診療所</p> <p>エ ペット美容室又は動物病院（以下「動物病院等」という。）</p> <p>(3) 都市計画法第34条第1号に掲げる建築物と同じ用途のもの</p> <p>(4) 建築基準法施行令第130条の5の2各号に掲げる建築物</p> <p>(5) 加西市協創のまちづくり条例（令和元年条例第12号）第2条第2号に規定する地域団体の事務所、集会所、休憩所又は公衆便所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>9 地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））</p>	<p>市内の市街化調整区域、工業地域、準工業地域又は工業専用地域（市街化区域においては大字が北条町北条、北条町東南、北条町横尾及び北条町栗田に存するものを除く。）に存する事業所に長期間勤務することが見込まれるとして市長が認める者（以下「地域勤労者」という。）若しくは地域勤労者の配偶者又は地縁者等が、定住、地域のまちづくり又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の7の項に定めるものに限る。）（地域勤労者及び地域勤労者の配偶者（以下「地域勤労者等」という。）においては、事業所周辺の区域に建築する場合に限る。）</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前項第5号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>10 地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））</p>	<p>居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地（以下「人口減少集落等」という。）に居住している又は定住しようとする者（以下「新規居住者等」という。）が、人口減少集落等における定住又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の8の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 8の項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 8の項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 8の項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 8の項第4号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>11 地域活力再生等区域（加西市</p>	<p>地縁者等が、定住又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の9の項に定めるものに限る。）</p>

<p>地縁者等小規模事業所型（地活E))</p>	<p>(1) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所であって、次の各号のいずれかに該当するもの ア 建築基準法施行令第130条の5の3第3号に掲げるもの イ 動物病院等</p> <p>(2) 前号に掲げる事業所と自己の居住の用に供する戸建ての住宅を兼ねるもの</p> <p>(3) 第1号に掲げるもの以外の自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所であって次の各号のいずれにも該当しないもの ア 建築基準法別表第2（ほ）の項第2号及び第3号、（へ）の項第3号及び第5号並びに（わ）の項第5号に掲げるもの イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第6項、第7項又は第11項に該当する営業に係るもの ウ 建築基準法別表第2（に）の項第3号、（り）の項第2号並びに（る）の項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの エ 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条各号に掲げるもの及びその管理施設 カ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第13項に規定する指定副産物を破碎施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設 キ 大型等運送事務所、暴力団事務所等及び汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営する事務所であって、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接していないもの（以下「危険物等運送事務所」という。） ク 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物（建築基準法別表第2（わ）の項第5号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 前号の事業所と自己の居住の用に供する戸建ての住宅を兼ねるもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>12 地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F))</p>	<p>開発区域周辺の市街化調整区域（区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域（準工業地域、工業地域又は工業専用地域である土地に限る。）となった土地を含む。）に居住する者（以下「地区住民」という。）、地区住民の配偶者、地域勤労者等、地縁者等又は新規居住者等が、人口減少集落等における定住又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の10の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 地区住民、地区住民の配偶者、地域勤労者等又は地縁者等（以下「地区住民等」という。）が必要とする前項第1号に掲げる建築物</p> <p>(2) 地区住民等が必要とする前項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 地区住民等が必要とする前項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 地区住民等が必要とする前項第4号に掲げる建築物</p> <p>(5) 新規居住者等が必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(6) 新規居住者等が必要とする8の項第2号に掲げる店舗等兼用住宅</p> <p>(7) 新規居住者等が必要とする8の項第3号に掲げる建築物</p> <p>(8) 新規居住者等が必要とする8の項第4号に掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの</p>

<p>13 地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））</p>	<p>市長が認める活用を促進すべき空家等を使用する新規居住者等が、定住又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の11の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅 (2) 8の項第2号に掲げる店舗等兼用住宅 (3) 都市計画法第34条第1号に掲げる建築物と同じ用途のもの（既存建築物を用途変更（用途変更と併せて増築又は改築することを含む。以下同じ。）するものに限る。） (4) 建築基準法施行令第130条の5の2各号に掲げる建築物（既存建築物を用途変更するものに限る。） (5) 前各号の建築物に附属するもの
<p>14 地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））</p>	<p>市長が認める活用を促進すべき空家等を使用する事業者又は当該事業者である法人の役員（以下「空家活用事業者等」という。）が、市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスク若しくは災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善又は自己の生計の維持のために必要とする建築物であって、次の第1号に該当するもの若しくは空家活用事業者等が従業員の居住先の確保のために事業所の周辺において必要とする建築物であって、次の第2号から第4号のうちいずれかに該当するもの又は第5号に該当するもの（別表第2の12の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の業務の用に供する次のいずれかに掲げる用途に供する事業所（既存建築物を用途変更するものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ア 事務所その他これに類するもの（大型等運送事務所、暴力団事務所等及び危険物等運送事務所を除く。） イ 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (2) 従業員の居住の用に供する戸建ての住宅 (3) 従業員の居住の用に供する長屋又は共同住宅（既存建築物を用途変更するものに限る。） (4) 従業員の居住の用に供する寄宿舎又は下宿 (5) 前各号の建築物に附属するもの
<p>15 地域活力再生等区域（ベルデしもさと型）</p>	<p>次の各号に掲げるものうちいずれかに該当するもの（別表第2の13の項に定めるものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸建ての住宅 (2) 戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの（兼用できる用途は、建築基準法施行令第130条の3各号に規定するもの（大型等運送事務所及び暴力団事務所等を除く。）又は診療所に限る。） (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（イ）の項第4号に規定する建築物に限る。） (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（ハ）の項第5号に規定する建築物に限る。） (8) 事務所その他これに類するもの（大型等運送事務所、暴力団事務所等及び危険物等運送事務所を除く。）

	<p>(9) 公民館、集会所その他これらに類するもの（周辺地域の住民を対象とするものに限る。）</p> <p>(10) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(11) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>16 地域資源活用区域（鷺野飛行場南部歴史資源活用型）</p>	<p>市長が本地区固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 休憩所</p> <p>(2) 公衆便所</p> <p>(3) 展示施設</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>17 地域資源活用区域（加西市農業資源活用型）</p>	<p>農業に関する地域資源の活用に資する建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の14の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する建築物であって、農業に関する地域資源の活用に資する事業の用に供するもの</p> <p>ア 工場（食料品製造業又は飲料・たばこ・飼料製造業の用に供するものに限る。）</p> <p>イ 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>ウ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の5の2第4号又は第130条の5の3第2号に掲げるものに限る。）</p> <p>エ 事務所その他これに類するもの（大型等運送事務所、暴力団事務所等及び危険物等運送事務所を除く。）</p> <p>オ 休憩所又は公衆便所</p> <p>カ 建築基準法施行令第130条の5の2第5号に掲げるもの</p> <p>キ 畜舎</p> <p>(2) この項の区域内において前号の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人（当該事業を営む場所を当該法人の主たる事業所とするものに限る。次号において同じ。）の役員となっている者が定住のために必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p> <p>(3) この項の区域内において第1号の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人の役員となっている者が定住のために必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、次に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3各号に規定する建築物の用途（アに掲げる用途、大型等運送事務所及び暴力団事務所等を除く。）</p> <p>ウ 飲食店</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>18 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）</p>	<p>市街化調整区域（過去に市街化調整区域であったが、区域区分の変更により市街化調整区域以外である土地を除く。以下この項において同じ。）に建築（用途変更を含む。）されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物（以下「敷地拡張事業所」という。）又は廃業等により業種若しくは事業者が変更された事業所の現敷地若しくは事業所跡地において、市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスク若しくは災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善のために必要な事業所若しくは市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所の用に供するために行う建て替えに係る建築物（以下「用途変更事業所」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の15の項に定めるものに限る。）（ただし、</p>

	<p>市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。）</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業又は貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>19 工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）</p>	<p>市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスク若しくは災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所又は市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の16の項に定めるものに限る。）</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業又は貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>

別表第2

区域の名称	建築できる建築物の用途
<p>1 別表第1の1の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（中国道加西インター北部産業施設集積型）に建築できる建築物</p>	<p>別表第1の1の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p>
<p>2 別表第1の4の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）に建築できる建築物</p>	<p>(1) 別表第1の4の項第1号、第2号又は第5号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p> <p>(2) 別表第1の4の項第4号に該当する建築物にあつては、物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下であること。</p>

<p>3 別表第1の5の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）に建築できる建築物</p>	<p>別表第1の5の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p>
<p>4 別表第1の6の項に掲げる工場、店舗等周辺区域（畑町県道三木穴栗線産業施設集積型）</p>	<p>別表第1の6の項第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が500㎡以下であること。</p>
<p>5 別表第1の7の項に掲げる地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力維持型（地活A））に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>(2) 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。（戸建ての住宅又は戸建ての住宅で他の用途を兼ねるものについては自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を除く。以下同じ。）</p> <p>(3) 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>(4) 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する（自己と自己の配偶者が所有権を共有することを含む。以下同じ。）又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p>
<p>6 別表第1の8の項に掲げる地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力再生型（地活B））に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>(2) 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>(3) 別表第1の8の項第1号又は第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>(4) 別表第1の8の項第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 住宅に兼ねる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること（別表第1の8の項第2号ウの用途を除く。）。</p>

	<p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>エ 別表第1の8の項第2号エを兼ねる建築物にあっては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>オ 別表第1の8の項第2号エを兼ねる建築物にあっては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p> <p>(5) 別表第1の8の項第3号又は第4号に該当する建築物にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 延べ面積が200㎡以下（延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>イ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>ウ 前面道路は、敷地と接する全ての範囲において幅員が4m以上であること。</p>
<p>7 別表第1の9の項に掲げる地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>(2) 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>(3) 別表第1の9の項第1号又は第2号に該当する建築物にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継することが確実であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>(4) 別表第1の9の項第2号に該当する建築物にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 住宅に兼ねる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること（別表第1の8の項ウの用途を除く。）。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>エ 別表第1の8の項第2号エを兼ねる建築物にあっては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>オ 別表第1の8の項第2号エに兼ねる建築物にあっては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p> <p>(5) 別表第1の9の項第3号又は第4号に該当する建築物にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 延べ面積が200㎡以下（延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>イ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>ウ 前面道路は、敷地と接する全ての範囲において幅員が4m以上であること。</p>

<p>8 別表第1の10の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市新規居住者等住宅型(地活D))に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>(2) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>(4) 別表第1の10の項第1号又は第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(5) 別表第1の10の項第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 住宅に兼ねる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること(別表第1の8の項第2号ウの用途を除く。)</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 別表第1の8の項第2号エに該当する建築物にあつては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>エ 別表第1の8の項第2号エに該当する建築物にあつては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p> <p>(6) 別表第1の10の項第3号又は第4号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 延べ面積が200㎡以下(延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>イ 前面道路は、敷地と接する全ての範囲において幅員が4m以上であること。</p>
<p>9 別表第1の11の項に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所型(地活E))に建築できる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 別表第1の11の項第1号又は第2号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。</p> <p>イ 延べ面積が200㎡以下(延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>エ 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>オ 別表第1の11の項第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること</p> <p>(7) 別表第1の11の項第1号イに該当する建築物にあつては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>(4) 別表第1の11の項第1号イに該当する建築物にあつては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p>

	<p>カ 別表第1の11の項第1号アに該当する場合を除き、前面道路は、敷地と接する全ての範囲において幅員が4m以上であること。</p> <p>キ 事業所にあつては、時間貸しオフィスなど一時的にその建築物の一部又は全部を賃貸借することで収益を得る事業の用に供するものでないこと。</p> <p>(2) 別表第1の11の項第3号又は第4号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積が1,000㎡以下（敷地面積が1,000㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 建築物の建築面積が600㎡以下（建築面積が600㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の建築面積以下）であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>エ 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>オ 事業所にあつては、時間貸しオフィスなど一時的にその建築物の一部又は全部を賃貸借することで収益を得る事業の用に供するものでないこと。</p>
<p>10 別表第1の12の項に掲げる地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））に建築できる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 別表第1の12の項第1号又は第2号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積が200㎡以下（延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>エ 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあつては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>オ 別表第1の12の項第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること</p> <p>(ア) 別表第1の11の項第1号イに該当する建築物にあつては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>(イ) 別表第1の11の項第1号イに該当する建築物にあつては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p> <p>カ 別表第1の11の項第1号アに該当する場合を除き、前面道路は、敷地と接する全ての範囲において幅員が4m以上であること。</p> <p>キ 事業所にあつては、時間貸しオフィスなど一時的にその建築物の一部又は全部を賃貸借することで収益を得る事業の用に供するものでないこと。</p> <p>(2) 別表第1の12の項第3号又は第4号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積が1,000㎡以下（敷地面積が1,000㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 建築物の建築面積が600㎡以下（建築面積が600㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の建築面積以下）であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>

	<p>エ 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>オ 事業所にあつては、時間貸しオフィスなど一時的にその建築物の一部又は全部を賃貸借することで収益を得る事業の用に供するものでないこと。</p> <p>(3) 別表第1の12の項第5号又は第6号に該当する建築物</p> <p>ア 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が相当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>エ 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>オ 別表第1の12の項第6号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(7) 住宅に兼ねる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること（別表第1の8の項第2号ウの用途を除く。）。</p> <p>(4) 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>(6) 別表第1の8の項第2号エに該当する建築物にあつては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>(5) 別表第1の8の項第2号エに該当する建築物にあつては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p> <p>(4) 別表第1の12の項第7号又は第8号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が相当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積が200㎡以下（延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>ウ 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>エ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>オ 前面道路は、敷地と接する全ての範囲において幅員が4m以上であること。</p>
<p>11 別表第1の13の項に掲げる地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が相当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>(2) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p>

	<p>(4) 区域区分に関する都市計画の決定により、市街化区域と市街化調整区域に区分された日（昭和46年3月16日。以下「線引き」という。）以前から建築されていることが明らかな既存建築物の敷地である土地、建築後10年以上経過していることが明らかな既存建築物の敷地であると市長が認める土地若しくは20年以上建築物が存していた敷地であったことが確実であると市長が認める土地の一部又は全部を含んだ土地を建築物の敷地とすること。</p> <p>(5) 別表第1の13の項第1号又は第2号に該当する建築物にあつては、延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>(6) 別表第1の13の項第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 住宅に兼ねる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること（別表第1の8の項第2号ウの用途を除く。）。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 別表第1の8の項第2号エを兼ねる建築物にあつては、畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡以下であること。</p> <p>エ 別表第1の8の項第2号エを兼ねる建築物にあつては、前面道路が国道、主要地方道、県道又は敷地と接する全ての範囲において幅員が6m以上ある市道に接しているものであること。</p> <p>(7) 別表第1の13の項第3号又は第4号に該当する建築物にあつては、延べ面積が200㎡以下（延べ面積が200㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p>
<p>12 別表第1の14の項に掲げる地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 一の敷地で行われる建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあっては、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものであること。</p> <p>(2) 線引き以前から建築されていることが明らかな既存建築物の敷地である土地又は建築後10年以上経過していることが明らかな既存建築物の敷地であると市長が認める土地の一部若しくは全部を含んだ土地を建築物の敷地とすること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(4) 別表第1の14の項第1号又は第2号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が500㎡以下（敷地面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>(5) 別表第1の14の項第3号又は第4号に該当する建築物にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 敷地面積（専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。）が1,000㎡以下（敷地面積が1,000㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の敷地面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積が500㎡以下（延べ面積が500㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p>

	<p>ウ 地階を除く階数は2以下（階数が2を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の階数以下）であること。</p> <p>エ 建築物の最高高さは10m以下（最高高さが10mを超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の最高高さ以下）であること。</p> <p>(6) 事業所にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 時間貸しオフィスなど一時的にその建築物の一部又は全部を賃貸借することで収益を得る事業の用に供するものでないこと。</p> <p>イ 市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、従業員が主に公共交通機関を利用して通勤している事業所又は事業所内の密集度が高く従業員間の社会的距離の確保が困難である事業所が、加西市よりも人口が多い市区町村又は人口密度が高い市区町村内であつて、用途地域の指定のある地域から移転又は分散（既存事業所を残し複数の事業所を確保することをいう。以下同じ。）するものであること。</p> <p>ウ 市長が認める災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、災害の発生のおそれが高い土地から災害の発生のおそれが低い土地へ移転又は分散するものであること。</p>
<p>13 別表第1の15の項に掲げる地域活力再生等区域（ベルデしもさと型）に建築できる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 別表第1の15の項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号のうちいずれかに該当する建築物にあつては、延べ面積が280㎡以下であること。</p> <p>(2) 別表第1の15の項第2号に該当する建築物にあつては、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 住宅に兼ねる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>(3) 事業所にあつては、時間貸しオフィスなど一時的にその建築物の一部又は全部を賃貸借することで収益を得る事業の用に供するものでないこと。</p>
<p>14 別表第1の17の項に掲げる地域資源活用区域（加西市農業資源活用型）に建築できる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。ただし、第1号に限り、雇用人数、市内生産品の使用量などから特に加西市の農業発展に資すると市長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 別表第1の17の項第1号ア又はイに該当する建築物においては、延べ面積が1,500㎡以下であること。</p> <p>(2) 別表第1の17の項第1号ウ、エ、オ又はカに該当する建築物においては、延べ面積が500㎡以下であること。</p> <p>(3) 別表第1の17の項第2号に該当する建築物においては、延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>(4) 別表第1の17の項第3号に該当する建築物においては、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 延べ面積が280㎡以下（延べ面積が280㎡を超える既存建築物を用途変更する場合は、当該既存建築物の延べ面積以下）であること。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 別表第1の17の項第3号に掲げる住宅に兼用する用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること。</p>

<p>15 別表第1の18の項に掲げる工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 敷地拡張事業所においては、建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については、建築物の敷地面積が建て替え前と合わせて10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。</p> <p>(2) 用途変更事業所においては、次のいずれにも該当するものであること</p> <p>ア 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積を超えないものであること。ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については、建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。</p> <p>イ 市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、従業員が主に公共交通機関を利用して通勤している事業所又は事業所内の密集度が高く従業員間の社会的距離の確保が困難である事業所が、加西市よりも人口が多い市区町村又は人口密度が高い市区町村内であつて、用途地域の指定のある地域から移転又は分散するものであること。</p> <p>ウ 市長が認める災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、災害の発生のおそれが高い土地から災害の発生のおそれが低い土地へ移転又は分散するものであること。</p> <p>(3) 周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(4) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p>
<p>16 別表第1の19の項に掲げる工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）に建築できる建築物</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から移転若しくは分散する場合は従前の敷地面積を超えないものであること。ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については、建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から移転する場合は従前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。</p> <p>(2) 周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。</p> <p>(4) 市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、従業員が主に公共交通機関を利用して通勤している事業所又は事業所内の密集度が高く従業員間の社会的距離の確保が困難である事業所が、加西市よりも人口が多い市区町村又は人口密度が高い市区町村内であつて、用途地域の指定のある地域から移転又は分散するものであること。</p> <p>(5) 市長が認める災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、災害の発生のおそれが高い土地から災害の発生のおそれが低い土地へ移転又は分散するものであること。</p>

別表第3

<p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所は次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 雇用者（雇用する予定の者も含む。）の50%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所</p> <p>(2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所</p> <p>(3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所</p> <p>(4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所</p> <p>(5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所</p> <p>(6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする右欄のいずれかの業種に該当し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所</p>	<p>第6号の事業に該当する業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める次の中分類コードに該当する業種とする。</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p>
--	--